

平成 2 2 年 6 月 1 0 日
新 庁 舎 1 0 4 会 議 室

平成 2 2 年第 1 1 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

案 件

1 議案

(1) 議案第 2 0 号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について

2 協議

(1) 立川市学校教育振興基本計画について

(2) 立川市指定文化財の解除について (諮問)

(3) 図書館の臨時休館について

(4) 職務権限と組織 (スポーツ・文化部門) について

3 報告

(1) 平成 2 2 年第 2 回立川市議会定例会報告について

(2) 立川市職員の人事異動について

4 その他

平成22年第11回立川市教育委員会定例会議事日程

平成22年6月10日

新庁舎104会議室

1 議案

(1) 議案第20号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について

2 協議

(1) 立川市学校教育振興基本計画について

(2) 立川市指定文化財の解除について(諮問)

(3) 図書館の臨時休館について

(4) 職務権限と組織(スポーツ・文化部門)について

3 報告

(1) 平成22年第2回立川市議会定例会報告について

(2) 立川市職員の人事異動について

4 その他

開会の辞

中村委員長 ただいまから、平成22年第11回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員ですが、田中委員、よろしいでしょうか。

田中委員 はい、承知しました。

中村委員長 では、お願いいたします。

本日は、議案1件、協議4件、報告2件です。その他の件数は、議事進行過程で確認したいと思います。

第10回定例会から、議題を年間予定表に従って計画的に議事を進めるようにして、議事進行の効率化、あるいは計画的な意見交換会の実施と連動した討議の活性化のため、教育委員会事務局の出席者を議案、協議、報告と関係のある者が出席することにいたしましたので、出席者の確認を事務局からお願いしたいと思いますが、近藤教育部長、お願いいたします。

近藤教育部長 本日の出席者ですけれども、課長が4名、そして、指導課長は体調不良ですので、指導課のほうからは統括指導主事と指導主事、合わせて2名の出席でございます。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

議 案

(1) 議案第20号 立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について

中村委員長 それでは早速、議案に入っていきます。

議案第20号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について、議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 お手元の立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針でございますが、これにつきましては、平成13年4月26日に教育委員会で決定をされておりまして、その後一部改正が2回ほどありますけれども、今回は改正箇所はございません。

したがいまして、その方針のとりの提案でございます。

中村委員長 では、詳細について、説明をお願いしたいと思います。

堀田統括指導主事、お願いいたします。

堀田統括指導主事 議案第20号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について、ご説明いたします。

まず、学校教育法におきまして、原則として、学校は教科用図書を使用しなくてはならないというように規定されております。また、国は義務教育無償の精神に則り、市町村教育委員会等の採択した教科書を児童生徒に対して無償給与するということに教科用図書の無償措置法によって決まっております。さらに、学校教育法におきまして、この教科書は原則として文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省において著作権を有する教科用図

書を使用しなければならないというふうになっております。

それを受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号、並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に基づきまして、教科用図書の採択権は公立学校の場合は所管の市町村の教育委員会になるという形になっております。

平成23年度から、小学校で使用される教科書は新しくなりますので、本日はそれに基づきまして、来年度以降、原則として4年間小学校で使います教科用図書採択の基本方針について提案させていただくものでございます。

次に、採択に向けましては、教育委員会が行う教科用図書採択を適正かつ円滑に行えるよう、採択替え年度毎に教科用図書選定検討委員会を設置いたします。教科用図書選定検討委員会が行う検討が的確かつ円滑に行えるよう、採択替えの年度毎に各教科について教科用図書調査研究部会を設置いたします。

教育委員会の任務でございますが、お手元の文書にございますとおり、ア法令・文書等の確認、イ教科用図書選定検討委員会から提出される調査資料の協議、ウ各教科の種目別ごとに1社の教科用図書の採択、エ教科用図書の採択事務が適正に行われるための指示、となっております。

次に、教科用図書選定検討委員会につきましては、ア採択替え年度の4月1日から8月31日までの期間設置いたします。イ委員会の委員は、市立小学校長及び市民の中から教育委員会が委嘱いたします。ただし、現に教科用図書の著者及び教科用図書発行会社の社員又は当該社員の配偶者並びに三親等以内の親族を除きます。委員会には委員長を置き、これの運営に当たります。

次に、委員会の任務でございますが、関係する法令、指示等の確認、調査、研究のための資料の作成、教科用図書調査研究部会の運営、教科用図書調査研究部会から提出される調査書の検討及び報告、その他教育委員会が行う教科用図書の採択が適正かつ円滑に行われるための必要事項等がございます。

次に、教科用図書調査研究部会でございますが、採択替え年度の4月1日から8月31日までの期間設置いたします。部会の部会員は、市立小学校教員の中から当該教科の指導に熟達している者を所属校の校長の推薦により教育委員会が委嘱いたします。ただし、現に教科用図書の著者又は教科用図書発行会社の社員の配偶者並びに三親等以内の親族を除きます。各調査研究部会に部会長を置き、部会長は教科用図書選定検討委員会委員のうち学校長をもって充てます。

部会の任務としましては、採択用教科書見本本、教科書編集趣意書等により教科用図書について調査研究を行います。各教科の種目別につき各社ごとに調査書を作成し、教科用図書選定検討委員会に提出いたします。

部会及び調査すべき教科用図書につきましては、お手元の資料2ページ目の表をご覧ください。

特例措置につきましては、一昨年度、教育委員会でこちらのほうを決定いたしましたので、そのままでございます。

3番、調査内容及び調査書についてですが、調査内容につきましては、内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜等につきまして内容を検討してまいります。調査書につきましては、各教科の種目別に各社ごとに評定及び理由を記述してまいります。

続きまして、市民の参加についてですが、こちらのほうは立川市立小学校教科用図書選定検討委員に市民の中から入っていただきます。市立小学校PTA連合会から1名、公募による市民の委員2名以内となっております。市民公募につきましては、広報4月25日号にて募集をしました。現在、審査を終えまして、1名が決定いたしました。

続きまして、教科用図書見本本の展示についてでございますが、見本本を立川市中央図書館において一定期間展示をいたします。

公開及び公表についてですが、教科用図書選定検討委員会及び教科用図書調査研究部会の開催日、構成員、調査書、資料及び会議録は、教育委員会が教科用図書の採択を決定した後でなければ公開しないこととなっております。教育委員会は、採択した教科用図書及び採択理由を公表することとなっております。

また、お手元の参考資料といたしまして、立川市立小学校教科用図書選定検討委員会要綱及び平成23年度使用立川市立小学校教科用図書採択スケジュール(案)を添付させていただいております。

スケジュールにつきましては、平成22年6月11日に立川市立小学校教科用図書選定検討委員会を開催いたしまして、その会の際に決定をいたします。次回、6月24日第12回教育委員会定例会で報告の予定となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

中村委員長 私どもとしても非常に大切な仕事の一つで、これを受け持ってくださいる選定検討委員会、調査研究部会、そして今後の手順等について提案説明がございました。もちろんその背景で基本方針とか組織とか、かなり細かい確認が提案されたわけですが、これに対しまして質問とかご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 大きな流れだけ少し説明させていただきます。

前回と少し違っているところは、お手元にスケジュール(案)があると思いますが、8月の第15回定例会の中では、小学校の教科用図書選定検討委員会の報告をいただいて、これを協議させていただいて、その後、第16回定例会のところで採択をする、そういうスケジュールでいきたいと思っています。

したがって、教科書閲覧、検討、調査は、毎年委員の皆さんに来ていただいて調査していただきますけれども、研究、閲覧期間を8月13日から8月25日に設定する、そういう内容が大きなスケジュールであります。

中村委員長 基本方針に関しては、平成20年7月10日で決定したものに変わりなしという

ご説明がございました。

大事な点でございますので、質問あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思います
が、選定委員に関しては、現に教科用図書の著者ということで、「現」ということに限定され
ているということの確認でよろしいですね。

澤教育長 はい。

中村委員長 ほかございますか。田中委員、お願いいたします。

田中委員 どうも説明ありがとうございました。

この選定検討委員会のメンバーについて説明がありましたが、この方以外にはどうい
う方が入れますか。PTA関係から2名、市民公募で2名とか、これ以外のメンバーを教え
ただきたいと思います。

中村委員長 構成ですね。堀田統括指導主事、お願いいたします。

堀田統括指導主事 検討委員会の委員の構成についてですが、小学校校長、小学校PTA連
合会から1名、市民委員2名以内ということになっておりますが、現在、市民のほうは1名
となっております。今年度につきましては1名です。

中村委員長 校長は、計何名ですか。

堀田統括指導主事 校長は9名です。

中村委員長 田中委員、よろしいですね。

田中委員 はい。

それと、直接採択とは係わらないかもしれませんが、特別支援学級の教科書については各
学校で採択をするわけですが、これは時期的にはいつごろされる方向でしょうか。

中村委員長 堀田統括指導主事、お願いします。

堀田統括指導主事 こちらにつきましては8月に同様に採択となりますので、よろしくお願
いします。

中村委員長 よろしいですか。

田中委員 あわせて、道徳の副読本がありますね。これもやはり同じ頃に各学校で採択する
のですか。

中村委員長 堀田統括指導主事。

堀田統括指導主事 道徳につきましては教科書ではなく副読本ですので、採択の対象とはな
っていません。各学校で選んで、活用しております。

田中委員 そうしましたら、時期的にいつごろから、それを各学校ともしているんですか。

中村委員長 堀田統括指導主事、お願いいたします。

堀田統括指導主事 学校によってそれぞれ選定の期間は違っておりますが、小学校につきま
しては、前年度末に道徳の副読本等につきましては検討いたしまして、市教育委員会のほう
に購入したい道徳の副読本につきまして提出をいただいております。

中村委員長 よろしいですか。

田中委員 はい、ありがとうございます。

中村委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、議案第20号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針について、お諮りいたします。

提案とおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、議案第20号、立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針については、原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

議案第20号を終了いたしますが、3回の非常に短い選定検討委員会で調査書を作成するという、また、調査研究部会も大変ご苦労だと思いますけれども、基本方針を踏まえまして、よろしく調査書のほうをお願いしたいと思います。特に、子どもの学力形成のためにという視点でよろしくをお願いしたいと思います。

私どもといたしましても、非常に大切な仕事でございますので、教科書採択を児童生徒の学習の目線に立って採択を厳正かつ公正にしていくために、あるいは適正かつ円滑ということも先ほど提案でもありましたけれども、教育委員同士で意見交換会を開催して、検討委員会からきました調査書の内容や評価報告、あるいは採択のしくみについては我々としても勉強していくつもりでございます。

協 議

(1) 立川市学校教育振興基本計画について

中村委員長 続きまして協議に移らせていただきます。

協議(1)立川市学校教育振興基本計画について、協議いたしますので、事務局よりご説明いただきたいと思いますが、小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それでは、立川市学校教育振興基本計画について、ご説明申し上げます。

既にご報告申し上げていたとおりで、学校教育振興基本計画の策定にあたりましては、検討委員会を設置し、策定を行う予定でございます。6月2日水曜日午後7時より、第1回の検討委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

お手元の名簿のとおり、検討委員会につきましては、学識経験者2名のほか、小中学校PTA連合会、青少年健全育成地区委員会、子ども会連合会、公募市民、小中学校校長の計14名で発足し、委員長は東京学芸大学の近藤精一先生をお願いすることにいたしました。

第1回目の検討委員会の内容でございますが、事務局より、今回策定する学校教育振興基本計画が教育基本法に基づく計画であることの確認をして、策定趣旨のほか、事務局案が教育目標及び学校教育支援を具現化する体系で構成すること、それから今後の策定検討スケジュールなどについて説明を行った後、初回でございますので学校教育振興基本計画の内容に限定せず、立川市の学校教育あるいは教育全般について、各委員の意見や思いを順にお話しいただくことを主な内容といたしました。

委員からは、教師があまりに多忙で、理想どおりの教育ができる環境を考える必要がある。立川市では学校支援員はどのような種類があるのか。

親や家庭の教育力が低下している。まずその根本を変える必要がある。

確かな力をつけるには、もっと子ども一人ひとりに目を向ける必要があるのではないか。学校現場では情熱と熱意を持った教育を行ってほしい。

計画案については、言葉づかいなど市民にわかりやすい表現にすべきだなど、保護者、地域、学校、各々の立場から自由な意見、質問等をいただきました。

次回は6月25日金曜日を予定しておりますが、いよいよ事務局案を叩き台としまして具体的な計画の中身について検討を行ってまいり予定でございます。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。もう一回確認しておきたいと思いますが、本協議は、昨年、平成21年第9回定例会から、平成22年第9回定例会まで、何回か積み重ねてきた協議の一環でございます。

また、学校教育振興基本計画案が小林教育総務課長から説明されたとおり、検討委員会で審議するための仮の叩き台として事務局で作成したというもの。それから、小林教育総務課長から説明がありました経過報告がございましたので、第9回定例会で協議していますけれども、さらに検討委員会への大綱的なメッセージとか、前の協議から追加すべき、特筆すべき基本的な考えとか、今後の検討委員会では是非論議していただきたい内容などありましたら、この場を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。第9回定例会で出尽くしたと思いますが、追加とか、あるいは第1回目の検討委員会の状況報告がございましたので、それを受けてのご意見でも結構でございますので、お願いしたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 前回議論された中で、特に大きく特化されてこういうことが問題となった、あるいは議論された、そういうかなり大きなウェイトを占めた課題はあるかどうか。

2つ目、言語活動のところで大変なんですが、実は前回出された素案の中に極めて簡単にされているんですね。そのあたりの議論がもう少しされたのかどうか。新学習指導要領で非常にウェイトをおいている内容でありますので、そのあたりがどうだったのかなというところですね。

あと、6月25日に具体的な検討をされるわけですね。それを受けて、私どもが、7月に行われます第14回定例会で協議することになるかと思っておりますので、そのための情報をいただけたらありがたいなと思っております。

中村委員長 2点ございましたが、小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 今ご質問いただきました第1回検討委員会の状況でございますけれども、先ほど報告申し上げましたとおり、事務局の叩き台そのものについての細かい議論は行いませんでした。

ただ、委員の方から多く出された内容といたしましては、やはり地域力、家庭力、家庭の

教育力がかなり低下しているのではないかと。学校教育の前段として、それらについてどう考えるべきかというようなご議論は何人かの委員からいただいております。

その他につきましては細かい内容はなかったのですが、計画そのものについては、それほど細かい議論はない中でも、もう少し市民にわかりやすいような表記を使ってみたらどうかという意見もありました。

中村委員長 まだ第1回目では本格的な議論まではいかなかったということだと思います。

市民公募の方その他いらっしゃって、いろいろな熱い思いが第1回目は語られたと思いますが、新しい学習指導要領に対する考え方を踏み込んでもらいたいと思いますね。

それから、各学校は地域に根づいた運営をされていると思いますので、立川らしさをどう出していくか、特に小中連携に関しましては校区を中心に立川らしさということをやっておりますので、そういう点については一般論でなくて、立川の中でどうするかという議論をしていただきたいと思いますが、ほか、特に要望等はございますか。前回までで出尽くしているとは思いますが。

必要などころではまた我々に報告をいただきたいし、我々はあくまでもこれをいただいて、そしてここで最終的にということだと思いますので、澤教育長、特にございませんか。

澤教育長 ありません。

中村委員長 それでは、今の私のほうからも幾つかお願いはしましたけれども、立川市学校教育振興基本計画についての方向性等を、教育委員会としてここで確認したということによるのでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、立川市学校教育振興基本計画については終了いたしますので、先ほどありましたとおり、経過の報告とか、それから第14回定例会でやるときまでの準備をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この件は終了いたします。

協 議

(2) 立川市指定文化財の解除について(諮問)

中村委員長 協議(2)立川市指定文化財の解除について(諮問)、これを協議いたしますので、事務局より提案をお願いしたいと思います。

五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 立川市指定文化財の解除について(諮問) 内容について、ご説明いたします。

教育委員会では、平成20年度から市指定文化財について見直しを図るため、立川市文化財保護審議会からもご意見をいただいております。

これまでの経過を踏まえ、立川市指定史跡、現在8件のうち3件について、「砂川分水・柴崎分水取入口」は、現在、行政区域外となっていること、「巴河岸跡」及び「残堀川旧水路跡」

は、往時を推測できるような遺跡が全く残されていないことから、立川市指定史跡の指定解除の手続きを進めてまいりたいと考え、立川市文化財保護条例第4条の規定による指定の解除について、立川市文化財保護審議会に諮問をし、意見を求めたいというものでございます。

説明は以上です。

中村委員長 説明ありがとうございました。今の説明に関しまして、質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 では、これは提案どおり諮問していただくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 今後、この答申の経過報告とか、あるいは、最終的に我々がまたここで議案として審議することとなると思いますので、今後の進行について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後のスケジュールについて、五十嵐生涯学習推進センター長、お願ひいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 6月25日の文化財保護審議会に諮問をいたしまして、答申につきましては10月の末に答申予定という形になっております。答申が出ましたら、11月の1回目の教育委員会定例会に報告をいたしまして、その後、もし解除ということの方向性であれば、11月の2回目の定例会で指定解除ということで議案の提出をしまひたいというふうなスケジュールです。

中村委員長 それについてはまた、澤教育長とも連絡をとって、我々も議事の計画化ということを進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、立川市指定文化財の指定解除について（諮問）は、これで終了したいと思ひます。

協 議

（3）図書館の臨時休館について

中村委員長 続きまして、協議（3）図書館の臨時休館について、協議いたしますので、事務局より提案をお願いいたします。清水図書館長、お願ひいたします。

清水図書館長 それでは、図書館の臨時休館について、ご説明いたします。

ファール立川センタースクエアビル全体の電気設備法定点検のため、立川市図書館条例第6条の規定に基づき、次のとおり臨時休館としたいと思います。

休館日につきましては、平成22年7月19日月曜日、海の日でございます。

休館対象館は、指定管理、分館を含めた全図書館となります。

その理由でございますが、ファール立川センタースクエアビル全体の電気設備などの保守点検を「海の日」に合わせまして実施いたします。そのため、中央図書館のコンピュータが作動停止となるため、全図書館を休館させていただきたいと思ひます。

この市民への周知につきましては、「広報たちかわ」7月10日号に掲載するほか、図書館のホームページおよび館内への掲示、配布用図書館カレンダーへの記載などでお知らせしております。

説明は以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。何か質問ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 電気設備のやむを得ない事情ということでございますが、図書館の臨時休館については、この場で確認してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、確認したということで、事務局提案どおり認めたいと思います。

それでは図書館の臨時休館については、周知などの事務手続きをよろしくお願いしたいと思います。終了いたします。

協 議

(4) 職務権限と組織(スポーツ・文化部門)について

中村委員長 続きまして、協議(4) 職務権限と組織(スポーツ・文化部門)について、協議いたします。

これにつきましては、本教育委員会として改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第2項に示してありますスポーツ関すること、文化に関することの職務権限と組織に関して、教育委員会組織として方向性を出す前段階としての協議です。組織としての方向性を出す協議ではございません。前段階として、我々が文化及びスポーツに関しての現状や課題、あるいは客観的な事実を明確にして、その際の、執行分担する際のメリットとかデメリットを整理するための協議でございますので、今回は、まず宮田委員に口火を切っていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、宮田委員、口火を切っていただけますでしょうか。資料に沿ってということであります。

宮田委員 4ページあります資料をもとに、お話をさせていただきたいと思います。

5月14日、第9回定例会の後に行われました教育委員の意見交換会から、学習したことをもとに、そのときに私の意見としてお話をさせていただいたことをもとに、きょう改めて資料を作成させていただきました。

まず、いま委員長からお話がありましたように、今後このことを話し合っていく前段として、学校教育を核とした人格形成を考える意味で、もちろん学校教育を考えるうえでも重要な考えということでまとめてみましたので、よろしく願いいたします。

簡単にお話させていただきますけれども、まず背景として、社会背景で、産業構造の仕組みが変わったことによって情報社会へと移っていること、それから家族形態も大家族から核家族、または、非家族も大変多くなっているというような状態。

そして、そういった中での教育観というものも当然多様化していきまして、競争型から共生型へ向かっているのではないかと。多様な価値のある中では、行政だけではできない教育という

ものを考えなければいけないのではないかとことです。

生涯学習社会ということが世界的に求められていまして、それは人と人との中で学んでいく、お互いを認め合って支えていくという人格形成、人間形成につながるという考えではないかと思います。

そういったことをもとに、学習環境づくりというのも大変重要になることで、こういった学びの環境は地域社会に多く存在していたと、今も存在している部分もございしますが、存在します。こういうことでも社会の役割というのは大変重要でありますけれども、現在、価値観の多様化やコミュニティの希薄化という問題がおこっていて、地域社会の教育力というのは、再生したり活性化をしなければ期待できる使命は果せないのではないかと考えています。

ですから、知識を構成物として考えて、それを使っていく中で協働性の高い学習環境が作られるのではないかと。またそこで、子どもを含め、大人も含めた中でのキャリア教育というものが育成できるのではないかと考えます。

こういうことが子どもたちの学校教育、今言われている地域教育力というものとの互惠性のなかで成立し、そのことが人格形成につながる豊かな心を育んだり、それから、知識をきちっと習得する確かな力をつけて、生きていく対応力というものを育むのではないかと考えます。

こういうことが学校教育に今求められ、また、人格形成として社会で求められているなか、立川はこういった心を育むまちづくりに、当然今も取り組んでいるけれども、さらにそちらに向かうということが求められていると考えます。市民生活の質、物質的な質ではなく心の充足感というのが求められていまして、今、女性なども孤独、少子化になって、子どもを取り巻く中での悩みとか疲労感というのがすごくあるということを厚労省等のデータの中から少し読み取らせていただきました。

そうしますと、市民ニーズへのサービスとして生涯学習社会を構築するのが必要なのではないかと。いわゆる文化政策といわれるものではないかというふうに思います。客観的な事実として、私が、拙い経験ではございますが多少実践したなかで感じ取ったことをもとに、さらに分析しました。

そうしますと、社会教育と生涯学習の関係性というところ、そこがどうしても難しいところとして、このあたりを少し整理・精査していかないといけないところなのかなということを感じました。

私の考えている中では、社会教育というのは不易であり、受身的。また、この社会教育が有効に、効果的にできるところというのは、やはりコミュニティの育成ではないか。時間はかかるけれども、普遍的なものとして人間形成にはなくてはならないもの。そして日本文化として継承すべき精神性や心の育成につながり、人権教育や世界観も養われるのではないかと。

また、生涯学習というのも、生涯教育とか生涯学習とか、また生涯学習社会とか、いろいろ言葉があって混乱しているのですが、とりあえず私としては生涯学習というところに留めて、それは流行ではないかと。言葉が不謹慎のようにもみえますが、不易、流行ということ

で生涯学習を流行と捉えました。それは主体的で個人自身、ために育成、個人自らが興味関心にもとづいて行っていくものではないか。ひいては自己実現につながり、社会に貢献することではないかというふうに考えました。

資料中の関係図ですが、これは全体を生涯学習社会と捉えまして、その中心にあるもの、そのところにつながっているのが生涯学習、社会教育、学校教育。今、立川では市民力が大変活性化しております、そういった立川の特色を考えると地域が学校教育を支えていたり、学校教育が地域を支援していたりというような関係性があることから、その中心にスポーツ・文化政策をおきました。

スポーツ・文化がもたらす効果としては、キャリア教育や福祉や人権教育、また公共性の概念の再構築まではできるのではないかと。

ということで期待できる効果としては、生涯学習社会の創造づくり、スポーツ・文化がもたらすマーケットの拡充、内外の文化交流＝国際交流＝観光資源発掘＝文化財の活用。そして横断的な交流・連携ができる組織の構造の構築、また、情報の管理・活用というふうに考えました。

これをもとに、さらに組織のあり方ということも簡単ではありますが、私なりにまとめてみましたのでご覧ください。

事務とは何か、マニュアルに基づいた文書作成、連絡・調整・庶務事務、意見の集約と議案作成。

また、企画を運営するということは、現社会においては社会的な使命や課題解決のためというふうに考えました。ひとつの価値による運営ではなく、多様な価値を最適化する運営が必要な時代ではないかと。社会背景を考えても、社会の状況を見てもそう考えます。

マニュアルというものではなく、状況を最適化するという必要がおこる。それがイコール市民サービスにつながるのではないかと。状況とは、市民のニーズであるといわれます。さらに、市民のニーズは何かと言いますと、個人という視点から考えますと、まず感情、そして社会としては、福祉や経済の情報につながるのではないかと。

教育においては、ひとつの価値を追求するものであった。その目的が、こういう社会情勢の変化によって多少変化して、人格形成を目的にさせたいと思うようになっているのではないかと。

そうした中で、社会はすべての人を必要とし、この世に生まれた権利として、どんな状況にある人たちにも認められなければいけない。そういう意味では今までの教育システムだけに依存しては、そういったことには充分応えられないと考えました。同時に、教育委員会の自主性や自立性も考えていかなければならないのは言うまでもありません。

以上をまとめますと、市政が市民生活の質の向上として、街の特色をさらに磨く必要があり、それにもし向かうとすれば、経営の主体として、財やサービスを社会に提供する組織として、首長部局はシステムとしても今も重要な役割を担っています。

文化振興政策と言ったらいいのでしょうか、それとも文化政策と言ってしまってもいいので

しょうか、これからの市民生活の質の向上はここではないかと。市民生活のさらなる充実に
に向けた政策が必要であり、首長部局による市民生活の充実にに向けた運営が必要です。

教育の枠にとらわれず、市の他の施策との横断的な連携を図ることで様々な課題が解決で
きるのではないかと考えます。

したがって、私としては、スポーツ・文化部門の事務移管に意義はあるのではないかなと
考えますので、皆様のご意見をお願いいたします。

中村委員長 口火を切っていただきまして、また、資料も作っていただきまして、ありが
とございました。

それでは時間の関係もありますので、まず事務執行側として、各市との関係などありまし
たらご説明いただいて、その後でみんなで協議したほうが時間が効率的になると思いますの
で、澤教育長、よろしいでしょうか。

澤教育長 今、宮田委員から説明がありましたが、社会教育分野の市長部局への移管につ
いては、これは実は5、6年ほど前から始まっておりまして、立川市でも既に青少年関係は移管
をされています。

もう一つの方向としては、ここ1、2年、スポーツ関係の移管が非常に多くなってきており
まして、例えば府中市ですと、生涯学習部が教育委員会に置かれていたようですけど、そ
れはすべて補助執行により移管ということで、文化スポーツ部ということができて、これは
市長部局からの申し出を受けてという形らしいですけども、これは先ほどの宮田委員の話
にもありましたけれども、一体的な実施によって効率的な執行を図るという、そういう視点
から行われています。

調布市では、教育部のスポーツ振興課があったのですが、2年前に生活文化スポーツ部と
いうのが市長部局にできておりまして、これは東京都のスポーツ振興を担当する部署が教育
委員会から知事部局に移管されたことによって、あわせてそうしたんだというような話があ
ります。

町田市では、ここは少し分割をして移管しているのですけれども、やはり2年前ぐらいに
スポーツ振興課というのが文化スポーツ振興部というところに移管されています。特にここ
については、スポーツに求められる役割が健康、教育にとどまらず、地域の活性化あるいは
都市への貢献も求められているので、行政のところだけでは限界があるということで市民と
係わるスポーツ団体、学校、企業含めて、多くの協力関係を築いていかなければならないと
いうことで市長部局のほうにもっていっているというのがあります。

もう一つ国分寺市は、生涯学習課のところでありまして、市長の権限に属する事務
の一部補助執行している生涯学習推進計画に係る業務に加えて、4課の業務を市長部局へ移
管すると、そういうことを1年前に行っています。

あと多摩市のほうでは、これも1年ほど前に暮らしと文化部というのができて、文化スポ
ーツ課というところに移管していると、そういう状況があります。

それから、これは全国の都道府県の教育長会でも同じような研究をしていますけれども、

市長部局へ事務の移管を行った理由が幾つか掲げられていますけれども、関連する事務の多様化、広がりに対応するためというのが1つ、それから関連する事務を一元化して効率化を図るというのが2つ、それから事業の調整や連携を総合的に行うためには市長部局がその機能を有するほうが適当であると判断したと、これが移管の理由の3つであります。

それによって課題もないわけではないのですけれども、効果としては、一元化したことによって施策の総合的な推進が可能になったという評価をしているところ、あるいは高度できめ細やかなサービスの提供が可能になったという評価をしているところがあります。

課題につきましては、個別、具体的な事業等については所管が不明確になってしまっている。それから、事務の所管が教育委員会と市長部局に分かれることによってなかなか円滑に連携が進まない場合は、逆に事務が非効率になるのではないかと。それから生涯学習支援、文化・スポーツに関する事務については、法律で教育委員会の事務として位置づけられているものもあるため、事務や施設の移管など、完全な移管ができないと。したがって複雑な体系になってしまう、そういうことも理由としています。

例えば調布市の例をとりますと、2年前の3月の教育委員会の議事録があるのですけれども、これはスポーツ振興課を移管したわけですが、やはり調布市のスポーツ振興を考えると、市長の強いリーダーシップの下で総合的にスポーツ施策を考えていただきたい、そういう結論で移管したというようなことが書かれております。

だいたい今のところはそういう状況でありますけれども、一長一短と言うのでしょうか、地域特性も先ほど言ったようにあるでしょうし、どういう形で進むのがいいのかどうかというのは、やはりもう少し議論を重ねたほうがいいかなとは思っています。

中村委員長 議論を重ねる前の問題点とか、課題を整理するというところで、これからフリートークにしていききたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 まず、宮田委員から先ほど説明があったわけですが、職務権限と組織（スポーツ・文化部門）の中で背景が全部で7点出ていますね。宮田委員としては、背景として特に重要な背景、まずはスポーツ・文化について教育委員会にそのまま置くか、あるいは市長部局に置くか、その辺の背景を訴える原因というか、要因はどこかというのがひとつ、お聞きしたいなと思います。

中村委員長 宮田委員、その件について、よろしいですか。

宮田委員 背景の原因ですか。

中村委員長 最後のまとめの段階でお考えを示したそれが、どういうふうな背景からそう結論づけたのかという意味合いでよろしいですね。

田中委員 そうですね。あわせて予算の問題も含めて、背景でお聞きしたいなと思います。

宮田委員 総合的な推進ですね。それが効率的ということよりも、むしろ市民ニーズに即した総合的な推進ができるのではないかと。当然、そういうことが行われれば学校教育にとっても大変有効であるというふうに判断いたします。

学習というのは個人が学習するというので、教育というのは教えられているというか必要としているわけなので、これに学校教育というのが入っていくんですけど、今、ゼロの部分で考えることは、社会教育と生涯学習と生涯学習社会というのをどういうふうに関連づけていくと事務が効率的にいくのかというところで、どこの領域に生涯学習というものを入れるのか、また、社会教育というものの存在は一体何なのかというところをかなり考えました。これはとても難しかったです。

様々な考え方がある現状で、まだどちらにも寄ってなくて、そういう意味では文化としてこういうものを考えていくということではないかと考えます。そういう意味で立川の特色ということで最後のまとめなのですが、立川の特色として何が行っていくことで、この問題はその時代、時代に合った解決策が見えてくるのではないかなというふうに思いました。

中村委員長 ありがとうございます。

田中委員。

田中委員 関連してですけども、意見にありました社会教育と生涯学習ですけども、社会教育が不易であって受動的であると。生涯学習は流行であって主体的であると、必ずしもそう言えるのかどうか、その根拠は何なのか、具体例があったら示していただきたいと思えます。

中村委員長 宮田委員。

宮田委員 本当にその根拠は私はかなり考えて、でも、とりあえずというのは語弊があるのですが、このあたりでまずは始めてみなければというところで整えてみました。必ずしも受動的なものではないのですが、ただ、コミュニティを育成していくうえでは社会教育ということはとても重要で、最終的にはそれは生涯学習社会をつくっていくのではないかと考えました。

生涯学習ではあくまでも個人が興味・関心を見出していくことで行っている学習、学び方だと思うので、そうすると学校教育と社会教育というのは、私は一体であっていいようにちょっと感じています。

今、生涯学習社会という名の下に生涯学習教育、生涯教育というのはもうなくなっているように思われるのですが、実際どうなのか、立川はどうなのかというのもまだわからないのですが、あくまでも学習できる場所があって、それは単なる受身としての場所ではなくて、共につくっていく、学び合っていくという学び方に変わっているというふうに思いますが、だとすると社会教育というのはとても大切で、人権教育や世界観や精神性や心の育成や、日本の文化に根付いた普遍的なものではないのかなと思います。そこを掘り起こすには、スポーツや文化やそういう人が係わる場所があることで、より明確に満たされていったり、育っていくのではないかと考えたんですが。

中村委員長 田中委員。

田中委員 宮田委員の考えはわかります。ただ、私の考えもあります。

まず、社会教育の中に不易があって流行があるし、生涯学習の中に流行があり不易があると、そう私は一つの考えを持っているわけですね。その点は宮田委員とは考えることが少し違うわけです。

宮田委員 ちょっと私の言葉が足りなかったのと表現の問題なので、私も田中委員と同じように、社会教育の中の不易、流行、そして生涯学習の中に不易、流行と考えます。ただ、大きく生涯学習社会をみたときに、なくてはならないものというか、そういう位置づけとして言葉を選んだかもしれないので、その辺はもし適当な言葉があれば、それにかえることは構わないと思います。

中村委員長 我々は、ここは自分の捉えている概念で言葉を使っているわけですが、今後、我々が方向性を出すときは一つの定義をしていかななくてはいけないことは事実ですので、特に社会教育、家庭教育については、教育基本法では概念規定はされているわけですね、それぞれね。我々もそれにしたがって概念規定しなければいけないなという気もしますが、ですが今日は自由に個人の意見表明をする場でございますので、ほかありましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。

古岡委員 事務移管によって市民生活の向上ということも協議されているということですが、スポーツに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 スポーツは、大きく捉えて文化と考えて、当然その中にスポーツという分野を入れているので、成果主義であると言われていた日本の社会の中で、今、楽しみとかそういう領域でスポーツを考えようというふうになっているので、私はそのやわらかな部分で文化という中にスポーツというものを入れさせていただきました。

ただ、スポーツの良さは、成果として何かが出ることによって一体感や学んでいくことも多いので、一概にそれを包含してしまうことはどうかというのも出ましたけれども、ただ、学校の教育やその地域とのコミュニティづくりなどでは、健康面も含めて、大変いいものではないかと思えます。

中村委員長 古岡委員。

古岡委員 スポーツと言いましても、スポーツ障害といいますか、スポーツをやることで、かえって病気になってしまうケースもあります。前にお話したように高校野球なども鈴木君という子が私のところに来て、甲子園に出たりしましたけれども、非常にピンからキリまでと言いますか、上は甲子園から下は一般的な市民の運動などもあるんですけど、インストラクターなどがどの程度の知識を持っているのかということとか、スポーツ障害についてどの程度知識を持っているか、学校の養護教員とか、そういう医療に関してもスポーツ障害だけではなくて、けがをしたときなどの対応の仕方とか、そういうことも市としてはある程度一般的な一つのコンセプトを持っていたほうがいいのではないかと思うんです。

ですから、せっかくこういう教育委員会協議をされていますので、ある程度体系づけたいと思いますか、立川市内では、こういうけがをしたらこうだとか、けがをしたらみんな接骨院

に行ってしまうような傾向がほかの市ではありますし、そういうようなことでインストラクターも勝手なことをして、せっかくお金を払ったりしているのと同じでジムでやっても、けがをしたとかそういうことがありますし、私などは医療を中心にして考えてしまいますけれども、体系づけて指導していくという形が非常に理想的ではないかと思えますね。

中村委員長 田中委員。

田中委員 教育長にお伺いしたいのですが、先ほどのお話の中で、スポーツ・文化業務関係は市長部局に移管されていると。そのようになっていっている大きな原因とか背景はどうなのでしょうか。

中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 先ほど都道府県の教育長会の意見を紹介しましたが、市長部局のほうとしては、やはり今の時代は総合的かつ効率的にやるには市長部局のほうがいいという議論が中心ですよね。だから、予算編成権の問題というよりは社会の多様性からして一体的に。先ほど調布の教育委員会の紹介をしましたが、あの議論が主なところではないかなと思えますね。

あとは根強い話としては、生涯学習というのは社会教育と学校教育と一体なんだという論理も根強くありますよね。だから、なぜ教育委員会ではだめなのかという議論を、どこでいるいる戦わせるかの部分は市によってはありますよね。

中村委員長 田中委員。

田中委員 冒頭に委員長のほうから、それぞれメリット、デメリットのお話をおっしゃったので、簡単にまとめましたので。まず1つは、スポーツ・文化部門を教育委員会に置くことのメリット、これについては3点考えています。

1つ目は、スポーツ・文化部門に関する部分については、生涯学習支援の観点から学校教育やあるいは社会教育の連携、あるいは事業の決定、継続性、そういう面からもこういうことは大事だろうと、そのように考えています。具体的には2002年に完全学校週5日制、これが導入されたわけですが、その中で学校、家庭、地域が連携して子どもを育成していくことが重要であると、そういう観点からいくと教育委員会にメリットはあると。

2つ目は、教育委員会にスポーツ・文化部門を置くことによって窓口が一本化されて、市民ニーズに対応しやすく、しかもこれまでもかなり教育行政の成果をあげてきているので、そういう実績を大事にしながらいくと。

3つ目は、学校が生涯学習の基礎を培う、そのように位置づけられているわけですから、そういう意味でスポーツ・文化に関するものも基本的に、今後とも学校あるいは社会教育と一体的に教育委員会で事務執行することが望ましいのではないかと、そういうように考えます。

次に、市長部局に対するスポーツ・文化部門を置くメリットとして3点あるんですけども、1つ目はスポーツ・文化に関することについては、生涯学習支援に係る行政分野でもあると思うんですね。しかも地域づくりの観点から市長部局との関係を深めていく、そう考え

ていますので、そのようなメリットはあると思います。

2 点目が、市長部局でスポーツ・文化部門を担当する場合、新規事業が始まります。新規事業の企画や予算の確保、あるいはほかの行政分野などとの連携、協力が強化されるのではないかと。

3 点目ですけれども、現在スポーツ・文化部に関する事務については、多摩地区の幾つかの市で既に教育委員会の仕事を市長に委任することで施策の総合的な推進が可能となります。以上を考えて3点、教育委員会並びに市長部局に関して、それぞれのメリットを申し上げました。

以上です。

中村委員長 整理していただきました。ありがとうございました。

私も少し言わせていただきますと、宮田委員は宮田委員なりの切り口で、田中委員はメリット、デメリットで整理していただいて、私は別の切り口で言えば、一生涯を考えたときの年齢で行政サービスの我々のどこが受け持つかと考えると、答えが出るかなという感じもしているわけですね。

と申しますのは、例えば学校教育その他、ゼロ歳から15歳、義務教育まで、人格完成途上にあるわけで、支援の仕方が大人の支援の仕方と違うと。要するにまだ主体が確立していない段階だから、かなり行政がバックアップしていくという重みがかなり大きいと。

それに対して成人は主体性が確立している。だからそういう意味でいうと宮田委員は不易流行と言った部分で、僕の論理で言えば15歳までは不易で、人間の基礎部分を養うと。15歳、20歳というその境目はアバウトなんですけれども、大人になった場合、主体はやはり自分自身にあって、自分自身の意思決定の下でやっていくので、そこで区分けをするというのは一つの方法かなとは考えます。それによってまだ人格完成途上にある行政の支援の仕方と、主体を持った一つの人間に対する行政との係わり方が、やはり大きく違うと思うんですね。

宮田委員は先ほどマニュアルという言葉を使ったけれども、マニュアルという言葉限定してお使いになったけれど、そういう意味で言えば、学校教育の場合はほとんどマニュアル化できない、子ども一人ひとり全部違って。例えば、授業案をつくったときは必ず学習指導案と言いますし、ほかの例えば会社の企画その他は全部企画書で通るんですけれども、その違いは大きくあるので、主体性の置き方によって、一生のライフステージに応じて、行政サービスをどう分担するかという視点で切り込むのも一つの考え方かなという感じはしています。

かなり時間が経っていますが、あと何か追加がございましたらお願いします。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 今回、この論議の基となっている地教行法の一部改正が平成19年にあったわけなんですけれども、そのときに国から留意事項として出されているのをちょっと読ませてもらいますと、スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化という表現をしています。

今回の改正は、スポーツ及び文化行政について、地域の実状や住民のニーズに応じて地域

づくりという観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて、地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとするという趣旨、そういうのが一つ。

ですからこの中には幾つかキーワードがありまして、地域の実状、住民のニーズ、地域づくりの観点、地域振興の関連行政とあわせてやろうと。その場合、弾力的な運用ができるということで、それが一つ、大きな法律改正の趣旨だと思います。

中村委員長 それは先ほど田中委員から説明があったものと重複していると思いますが、ほかになれば、ここは結論を出すという会ではございませんので、また今後続けていかなければいけないと思いますし、我々と市長部局とのお互いに意見交換が必要になってくると思いますので、ほかにご意見、何かございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、今後、このフリートークを精査整理して、扱いは次回以降決めていきたいと思いますので、職務権限と組織（スポーツ・文化部門）についての協議はこれで終了させていただきます。

報 告

（１）平成２２年第２回立川市議会定例会報告について

中村委員長 報告（１）平成２２年第２回立川市議会定例会報告について、事務局よりお願いいたします。近藤教育部長、お願いいたします。

近藤教育部長 それでは、平成２２年第２回立川市議会定例会報告について、ご報告をさせていただきます。

期間につきましては、お手元の資料でございますように、５月１１日から２８日までの１８日間です。

一般質問につきましては、２４人の議員から行われまして、そのうち教育部関係は１３人の議員から行われました。質問及び答弁の概略につきましては、お手元の資料に簡単にまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

今議会の特色でございますけれども、４年の議員というのは最後の議会でございますので、今までに質問した続きのような質問が多かったような感じが受け取られました。

教育委員会、教育部の主なものでございますけれども、学校の適正規模・適正配置、副校長の二人制、学校におきます環境教育の取り組み、第一小学校の建替え、学校におきます食教育、図書館行政、などの質問がございました。

また、文教委員会でございますけれども、教育部の４つの個別計画、平成２１年度策定いたしましたので、その４つの個別計画の説明をしたほか、第一小学校の建替えに関しますマスタープランを策定いたしましたので、そのご報告をさせていただきました。

また本日、教育委員の皆様方に視察に行ってくださいませけれども、幸図書館と錦図書館の指定管理者の基本協定書、これについてもご報告をさせていただいたところです。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 では、平成 22 年第 2 回立川市議会定例会報告について、終了いたします。

報 告

(2) 立川市職員の人事異動について

中村委員長 続きまして、報告(2)立川市職員の人事異動について、報告を事務局よりお願いいたします。近藤教育部長、お願いいたします。

近藤教育部長 それでは、6月1日に行われました立川市職員の人事異動につきまして、ご報告をさせていただきます。

今回の異動につきましては、市全体で課長職が3人、係長職が31人、一般職が71人、合計105人でございます。

そのうち教育部の関係につきましては、久保係長が課長に昇任いたしましたので課長職が1人、それ以外に係長職が7人、一般職が10人、その他組織の変更で教育総務課主査が係になりましたので、係長になった者が1人でございます。

詳細につきましては、お手元に資料をご配付させていただきましたので、ご覧いただきたいというふうに思います。

久保係長に替わりまして、今度、企画政策課から高木係長がまいりました。

また、6月1日から地区図書館2館に指定管理者制度の試行的導入にあたりましたので、その検証などを行います主査を図書館に配置をしたところでございます。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。これについては、特に質問はよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、立川市職員の人事異動についての報告は終了いたします。

その他

中村委員長 その他、ございますか。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 1点、これから概ね3時過ぎを目途に、先ほど近藤教育部長からありましたように、指定管理者を入れている2つの地区図書館、体育館、視察といいますか教育委員会としてしっかり見てくると、そういう日程を組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中村委員長 わかりました。これから意見交換会を開きまして、その後、今言ひました幸図書館、錦図書館、柴崎体育館の視察を行ひたいと思ひます。

その他はこれでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 その他を終了いたします。

閉会の辞

中村委員長 それでは、平成 22 年第 11 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

次回、平成 22 年第 12 回立川市教育委員会定例会は、6 月 24 日木曜日、午後 1 時 30 分より、104 会議室で開催いたします。

長時間にわたりまして、皆様どうもありがとうございました。

午後 2 時 4 5 分閉会

署名委員

.....

委員長